

大阪府における受動喫煙防止対策に対する意見

日本たばこ産業株式会社（以下、「当社」）は、「望まない受動喫煙」を防止するための様々な取り組みについて賛同しており、喫煙環境の整備や喫煙マナー向上の啓発等の受動喫煙防止に向けた活動を実施しております。

本年7月に国会にて「健康増進法の一部を改正する法律」（以下、「改正健増法」）が可決されたところです。「改正健増法」につきましても、法律として「望まない受動喫煙」を防止するための全国一律のルールを定めたものと承知しております。地域によって喫煙に関するルールが異なることは、国民や事業者はもとより、外国人観光客等にとっては路上喫煙禁止等の日本特有の規制体系とも相まって、混乱を招く恐れがあります。したがって、国と地方自治体が連携して「改正健増法」を周知・徹底していく事が望ましいと考えております。

改正健増法の細則も決まっていない現状において、大阪府独自の規制区分を設けた条例を制定するのは、性急に過ぎるのではないかと考えます。

■「改正健増法」が「望まない受動喫煙」を防止する十分な対策であるとする根拠

・能動喫煙と受動喫煙について

健康影響に関しては、能動喫煙と受動喫煙とは明確に切り分けて議論されるべきであると考えます。

・施設ごとの「望まない受動喫煙」対策について

施設ごとに「改正健増法」を遵守することで、望まない受動喫煙は適正に防止できるものと考えます。

・経過措置について

加熱式たばこは規制対象となっており、喫煙専用室や加熱式たばこ専用室といった限られた場所でしか使用できないため、「望まない受動喫煙」の防止措置は取られていると考えます。

また、既存特定飲食提供施設においては、店頭への標示により利用者は自身の選択で受動喫煙を回避することが可能であると考えます。

※資料①～③を参照

次に、大阪府が提示されている「条例検討にあたりポイントとなる事項(案)」に関して、特に懸念される点について、以下のとおり意見を申し述べます。

■規制の対象となる飲食店等の範囲

経済影響を始めとする様々な懸念を持つ事業者の意見を真摯に受け止め、大阪府下の飲食店等の実状を把握し、事業者へ与える影響を良く見定めた上で検討すべきだと考えます。

- ・飲食事業者の意向反映に対する制約

事業者が喫煙室を設置したいとの意向を持っていても、設置費用やスペースの制約以外にも、テナントにおける貸主との契約や建物の構造上の問題など様々な要因で意向を実行できない場合が想定され、これらの事情は特に小規模店舗において顕著なものと考えます。

- ・「望まない受動喫煙」を防止する観点で見た店数割合と客数割合の違い

お客様の「望まない受動喫煙」を防止する観点から考えると、経過措置が適用される店数の割合を議論するのではなく、客数の割合で議論するべきであると考えます。

また、この経過措置は、既存飲食店の経営への影響を考慮した激変緩和のための措置であり、新規店には適用されないことから、経過措置が適用される飲食店は時間の経過とともに減少していくものと考えます。

※資料④を参照

■加熱式たばこの取扱い

加熱式たばこは燃焼による副流煙が発生せず、周囲の空気環境に影響を与えないため、受動喫煙の健康リスクは紙巻たばこと同様に議論されるべきものではないと考えます。

加熱式たばこについて、厚生労働省は「他人の健康を損なうおそれがあることが明らかではないもの」との見解を示し、「改正健増法」において紙巻たばこと異なる措置を定めています。

- ・加熱式たばこの使用におけるニコチンとタールについて

加熱式たばこの使用でニコチンは生じますが、燃焼によるタールは発生しません。

ニコチンには依存性はありますが、発がん性を有する、あるいは他の喫煙関連疾患のリスクに影響を与えるという直接的なエビデンスはないと承知しています。

※資料⑤を参照

- ・加熱式たばこの*主流煙および*環境たばこ煙の成分量（*：厚労省資料表記より）

紙巻きたばこと比較し、加熱式たばこは蒸気に含まれる健康懸念物質が大幅に低減されています。

※資料⑥を参照

- ・加熱式たばこの室内環境への影響

加熱式たばこを室内で使用した際に、室内の空気環境へ影響を及ぼさないという客観性を持ったデータがあります。また、非喫煙エリアの空気環境へも影響を及ぼしません。

※資料⑦・⑧を参照

■屋外喫煙場所の設置の可否

「改正健増法」では、第一種施設での屋外喫煙所は「受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所」と明記されており、施設のルールに基づいた運用によって「望まな

い受動喫煙」を防止するため、屋外喫煙場所の設置を認めるべきだと考えます。

・学校、病院、行政機関等の実状

「大阪府受動喫煙の防止に関するガイドライン」では、これらの施設は「敷地内全面禁煙又は建物内全面禁煙を推奨」とされており、「改正健増法」における第一種施設の措置と一致しています。

第一種施設の中にも喫煙場所を必要とする施設はあり、一律の規制は施設の運営に少なからず影響を及ぼすものと考えます。

※資料⑨・⑩を参照

当社といたしましては、「改正健増法」の趣旨に賛同しており、「望まない受動喫煙」を防止するためには、「改正健増法」が広く周知され、正しく理解され、徹底されることが重要であると考えます。当社が所有する知見の提供や分煙コンサルティング活動等を通じて、「望まない受動喫煙」を防止するための取り組みに積極的に協力して参りたいと考えております。

以上

2018年10月30日
日本たばこ産業株式会社
大阪支社
支社長 島川 敏彦